

参考資料(池田市における建築計画に関する制限内容の抜粋)

R3.10.14時点

用途	建ぺい率	容積率	道路幅員制限 (容積率)	54条	56条	道路斜線	絶対高さ	56条の2	日影測定高さ	規制時間 規制時間の算定は 冬至日の午前8時～午後4時まで			56条	防火地域						
				外壁後退	北側斜線			日影		第一種 高度	第二種 高度	指定 なし	隣地							
第一種低層 住居専用地域	50%	100%	道路幅員×40%	1.0m	5+1:1.25	1:1.25	10m	軒高7m超 地階を除く階数が3以上	1.5m	3h、2h										
第一種低層 住居専用地域	60%	150%									4h、2.5h									
第一種中高層 住居専用地域	60%	200%			10+1:1.25		高さ10m超	4m	3h、2h	4h、2.5h	20m+1:1.25	5h、3h	5h、3h							
第二種中高層 住居専用地域																				
第一種住居地域		200%																		
第一種住居地域		300%																		
第二種住居地域		200%																		
第二種住居地域		300%																		
近隣商業地域		80%	300%	道路幅員×60%		1:1.5							31m+1:2.5				準防火			
商業地域	400%																		防火	
準工業地域	60%	200%																		
工業地域																				
市街化調整区域														高さ10m超			4m			4h、2.5h

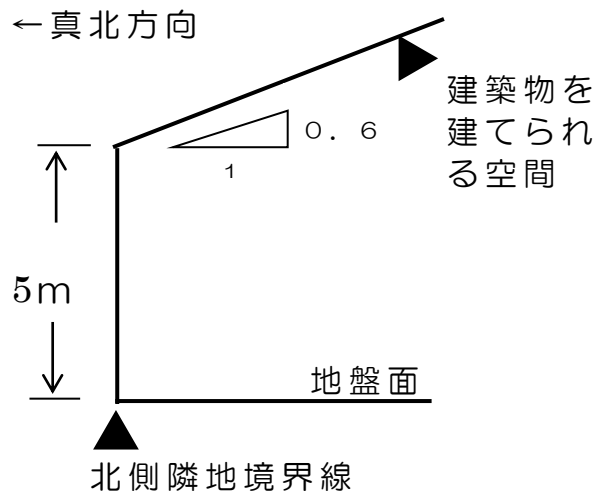
※他の規制もありますので、ご確認ください。

高度地区のご案内

池田市では住居系の用途地域のうち、第1種低層住居専用地域と第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の全域、及び第1種住居地域、第2種住居地域の一部の区域に高度地区を指定しています。

◎ 高度地区の斜線制限（高さ制限）

（1）第1種高度地区



（2）第2種高度地区

